

## 神戸市デジタル工事写真の小黑板情報電子化基準

### 1. 目的

デジタル工事写真の小黑板情報電子化は、受発注者双方の業務効率化を目的に、被写体画像の撮影と同時に工事写真における小黑板の記載情報の電子的記入及び工事写真の信憑性確認を行うことにより、現場撮影の省力化、現場撮影時の安全確保、写真整理の効率化、工事写真の改ざん防止を図るものである。

### 2. 対象工種

対象工種は、神戸市土木施工管理基準 写真管理基準（案）（以下「写真管理基準（案）」という。）に準ずるものとする。

ただし、対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、対象機器の使用が困難な工種については、使用機器の利用を限定するものではない。

### 3. 機器の導入

デジタル工事写真の小黑板情報電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「使用機器」という。）は、請負人にて調達する。使用機器については、写真管理基準（案）に示す黑板に記載する項目の電子的記入ができること、かつ信憑性確認（改ざん検知機能）を有するものを使用することとする。

なお、信憑性確認（改ざん検知機能）は、「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL「<http://www.cryptrec.go.jp/list.html>」）に記載している技術を使用していること。また、請負人は監督員に対し、工事着手前に、本工事での使用機器について提示するものとする。

（参照）使用機器の事例「デジタル工事写真の小黑板情報電子化対応ソフトウェア」

（<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>）

ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

### 4. 小黑板情報電子化の実施

請負人は、小黑板情報電子化を実施するにあたり、監督員に対し、同3条に示す機器、対象となる工種を申し出て、承諾を得るものとする。

### 5. 小黑板情報の電子的記入の取扱い

本工事の工事写真の取扱いは、写真管理基準（案）に準ずるが、前項に示す小黑板情報の電子的記入については写真管理基準（案）「4. 写真の編集等」で規定されており、写真編集には該当しない。

## 6. 写真の納品

請負人は、小黑板情報の電子的記入を行った写真（以下「小黑板情報電子化写真」という。）を、工事完成時に監督員へ納品するものとする。なお、納品時に、請負人は URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフトを用いて、小黑板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を併せて監督員へ提出するものとする。

なお、提出された信憑性確認の結果を監督員が確認することがある。

## 7. 適用

本基準は平成31年1月1日以降に契約した土木・造園工事に適用する。

ただし、平成30年12月31日以前に契約した工事についても、監督員の承諾を得た上で適用できるものとする。

## 8. 疑義の処理

本要領に疑義を生じた場合または記載の無い事項については、監督員と協議するものとする。